

令和 2 年 9 月 10 日

消費者安全法に基づく重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データベース登録について

消費者安全法第12条第2項により消費者庁に通知のあった下記の消費者事故等の情報を、事故情報データベースに登録することとしましたので、お知らせします。

1. 事故情報(食中毒情報を除く。)

	事故発生日	製品名等	事故内容	発生都道府県
1	令和2年8月31日	エアゾール式簡易消火具	住宅内で、エアゾール式簡易消火具が破裂。	埼玉県
2	令和2年9月4日	運輸サービス(幼稚園バス)	交差点内を直進していた幼稚園バスと右側から走行してきた軽自動車 が接触し、園児2名が軽傷。	千葉県
3	令和2年8月13日	コンタクトレンズ用消毒剤	コンタクトレンズ用消毒剤を使用後、コンタクトレンズを装着したところ、2 名がびまん性表層角膜炎を発症。	千葉県

2. リコール・自主回収情報

	製品名等	届出内容
1	自動二輪車(ドゥカティ 1299 スーパーレジャエーラ)	自動二輪車(制動装置)のリコール。(外-3081) フロントブレーキにおいて、製造工程管理が不適切なため、ブレーキパッドのプレートへの接 合が不十分なものがある。そのため、雨等により腐食し、ブレーキパッドがプレートから剥離し て、最悪の場合、フロントブレーキが効かなくなるおそれがある。
2	普通乗用自動車(ジープ コンパス)	普通乗用自動車(ワイパー)のリコール。(外-3086) ワイパーアーム取付ナットにおいて、締付トルクの機器設定が不適切なため、ワイパーアーム がピボットシャフトに十分に固定されていないものがある。そのため、使用過程においてワイ パーの位置がずれ、ワイパーが適切に作動しなくなるおそれがある。
3	自動二輪車(カワサキ Ninja ZX-6R)	自動二輪車(電気装置)のリコール。(4800) 警音器の電気配線において、配線の耐久性が不足しているため、特定のエンジン回転領域 で発生する車台振動により、当該配線の端子部に負荷がかかり、配線材に亀裂が生じること がある。そのため、そのまま使用を続けると当該配線が断線し警音器が作動しなくなるおそれ がある。
4	米菓	アレルギー(小麦)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日 令和2年8月31日)
5	普通乗用自動車(BMW M6 グランクーペ)	普通乗用自動車(補助制動灯)のリコール。(外-3087) 補助制動灯(ハイマウントブレーキライト)において、固定する機器設定が不適切なため、固定 ナットの締付トルクが不十分なものがある。そのため、走行振動により当該ナットが緩み、異 音が発生し、最悪の場合、過酷な条件下での走行においてハイマウントブレーキライトが脱落 するおそれがある。
6	普通乗用自動車(BMW X6 xDrive 35d)	普通乗用自動車(車体)のリコール。(外-3088) リアのルーフスポイラーにおいて、接着剤配合機器の設定が不適切なため、ルーフスポイ ラーのベース部とスポイラー部の接着が不十分なものがある。そのため、走行振動等により 接着が剥がれ、最悪の場合、走行中にスポイラー一部が脱落し、後続車の走行の妨げになるお それがある。
7	普通乗用自動車(BMW X4 M 他)	普通乗用自動車(原動機)のリコール。(外-3089) エンジンコントロールユニット(DME)のプログラムが不適切なため、O2センサーからの情報を 適切に評価することができず、エンジン警告灯を誤って点灯させる、又は、異常があるのに点 灯しないおそれがある。
8	軽自動車(三菱 ミニキャブ 他)	軽自動車(冷却装置)のリコール。(4798) エンジン冷却系のラジエーターチャンバー(冷却水内の気泡を分離するための装置)の強度 が不足しているため、積載状態で高速度・高回転運転や登坂運転の直後に、エンジン停止を 繰り返す走行を継続して行なった場合、亀裂が発生し、冷却水が漏れることがある。そのた め、そのまま走行を続けると、オーバーヒートが発生し、最悪の場合、エンジンが停止し再始 動不可となるおそれがある。

9	普通乗用自動車(アウディ アウディ Q7 2.0Tq エアサス他)	普通乗用自動車(かじ取装置)のリコール。(外-3083) かじ取装置において、作業工程管理が不適切なため、ステアリングコラムとステアリングギヤボックスとの固定ボルトの締付力が不十分なものがある。そのため、使用過程で当該固定ボルトが緩み、最悪の場合、ステアリングコラムとステアリングギヤボックスの接続が外れ、操舵ができなくなるおそれがある。
10	普通乗用自動車(アウディ アウディ Q8 55Tq エアサス他)	普通乗用自動車(動力伝達装置)のリコール。(外-3084) オートマチックトランスミッションオイルラインにおいて、製造時の材料配合が不適切なため、適切に摩擦溶着されていないものがある。そのため、当該ラインの接続部が外れ、トランスミッションオイルが漏れて、最悪の場合、路面に流れたオイルにより後続車両に事故が発生するおそれがある。
11	普通乗用自動車(アウディ アウディ Q7 55Tq エアサス他)	普通乗用自動車(エアバッグ装置)のリコール。(外-3085) カーテンエアバッグユニットにおいて、製造機器の設定が不適切なため、インフレーター(膨張装置)からエアバッグクッションにガスを送るノズルの溶接が不十分なものがある。そのため、ノズルが破断し、エアバッグ作動時にガスが十分に送られず、正常に展開せず、最悪の場合、衝突時に乗員を十分に保護できないおそれがある。
12	普通乗用自動車(ジープ ラングラー・アンリミテッド 他)	普通乗用自動車(その他の装置)の改善対策。(599) 前面衝突警報システム(FCW)において、仕様上、前方の障害物等に対してセンサーが過敏に反応することがある。そのため、衝突の可能性がないにもかかわらず障害物との接近を知らせる警報音が鳴り、衝突被害軽減ブレーキが作動して急制動がかかるおそれがある。
13	コロッケ	アレルギー(えび、かに、卵)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日 令和2年9月2日/販売地域 神奈川県)

3. 食中毒情報

	事故発生日	原因施設・原因食品	病因物質	発生都道府県
1	令和2年8月23日	飲食店(8月21日の食事)	カンピロバクター	兵庫県
2	令和2年7月27日	飲食店(7月25日の食事)	カンピロバクター	神奈川県
3	令和2年8月	飲食店(8月19日の食事)	カンピロバクター	鹿児島県
4	令和2年8月30日	飲食店(8月30日の弁当)	ヒスタミン	鹿児島県
5	令和2年8月31日	飲食店(8月31日の食事)	アニサキス	埼玉県
6	令和2年8月9日	飲食店(8月6日の食事)	カンピロバクター	神奈川県

4. 留意事項

これらは、消費者安全法の規定に基づく通知内容の概要であり、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

「2. リコール・自主回収情報」の届出内容欄のリコール情報等における()内の数字は、リコール届出番号、改善対策届出番号です。消費者安全調査委員会(消費者庁)に申出のあった事故情報については、右端に※印を記載しています。

上記情報は、登録後、事故情報データベース(URL:<http://www.jikojocho.go.jp>)で「消費者事故等(2020年9月10日公表分)」をフリーワードに入力すると検索可能になります。

本件に対する問合せ
消費者庁消費者安全課 照井、西口
TEL: 03(3507)9263 FAX: 03(3507)9290